

地域医療体制のあり方（精神保健福祉法等に関する事項）

○基本資料

1. 病床別の医療体制の違い
2. 精神病院の医療従事者数
3. 精神科医療従事者数の G 8 諸国比較
4. 看護人員配置別の夜間看護加算別病床数

○入院形態について

5. 精神病院在院患者数の入院形態別の割合（都道府県・指定都市）
（5－参考）都道府県別人口 10 万人当たりの精神病床（在院患者に占める任意入院患者の割合が多い都道府県の順（表 6 の順）で表示）
6. 人口 10 万人あたりの措置入院患者数（都道府県・指定都市）
7. 人口 10 万人あたりの医療保護入院患者数（都道府県・指定都市）
8. 人口 10 万人あたりの任意入院患者数（都道府県・指定都市）

○処遇方法について

9. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（昭和 63 年厚生労働省告示第 130 号）
10. 入院形態別の処遇
11. 任意入院者の処遇（開放の制限、人員配置等）
12. 保護室、施錠ができる個室の状況

○その他

13. 精神医療審査会
（13－参考）「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する精神医療審査会について」（平成 12 年 3 月 28 日障第 209 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）
14. 入院形態別の退院等請求と処遇改善請求
15. 都道府県別の合議体数、入院形態別の在院患者数・退院請求件数・処遇改善請求件数

○ 基本資料

1. 病床別の医療体制の違い（人員配置・設備構造基準）

	精神病床	療養病床	一般病床
定義	精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。	主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。	精神病床、結核病床、感染症病床、療養病床以外の病床をいう。
人員配置基準	<p>①大学附属病院ならびに内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院</p> <p>医師 16:1 看護職員 3:1 薬剤師 70:1</p> <p>②上記以外の病院</p> <p>医師 48:1 看護職員 4:1 薬剤師 150:1</p> <p>（ただし当分の間、看護職員5:1、看護補助者と合わせて4:1とすることができる）</p> <p>経過措置（H18.2.28まで）看護職員6:1</p>	<p>医師 48:1 看護職員 6:1 看護補助者 6:1 薬剤師 150:1</p>	<p>医師 16:1 看護職員 3:1 薬剤師 70:1</p> <p>経過措置（へき地の病院または従前の「その他の病床」200床未満の病院） （5年間）看護職員 4:1</p>
病床面積	6.4㎡/床以上 既設：4.3㎡/床以上	6.4㎡/床以上	6.4㎡/床以上 既設：4.3㎡/床以上
廊下幅	<p>①の病院</p> <p>1.8m以上（両側居室2.1m） 既設1.2m以上（両側居室1.6m）</p> <p>②の病院</p> <p>1.8m以上（両側居室2.7m） 既設1.2m以上（両側居室1.6m）</p>	<p>1.6m以上（両側居室2.7m） 既設1.2m以上 （両側居室1.6m）</p>	<p>1.8m以上（両側居室2.1m） 既設1.2m以上 （両側居室1.6m）</p>

2. 精神病院の医療従事者数 (H13. 6. 30)

精神病床数(床)	356,184	【備考】 37.5:1(精神病床数:常勤医師数) 3.5:1(精神病床数:常勤看護職員) (なお、常勤正看護師では、6.8:1) 精神保健福祉士等:精神保健福祉法第38条に 基づく業務に専従する者をさし、精神病院等に おいて医療を受ける精神障害者の社会復帰促 進のため、相談・援助を行う者をいう。
医師(常勤)(人)	9,496	
指定医(再掲)	5,997	
医師(非常勤)(人)	9,119	
指定医(再掲)	2,597	
正看護師(常勤)(人)	51,970	
正看護師(非常勤)(人)	3,293	
准看護師(常勤)(人)	50,024	
准看護師(非常勤)(人)	3,237	
看護補助者(常勤)(人)	34,323	
看護補助者(非常勤)(人)	2,911	
精神保健福祉士等(常勤)(人)	4,171	
精神保健福祉士(再掲)	2,301	
精神保健福祉士等(非常勤)(人)	149	
精神保健福祉士(再掲)	67	

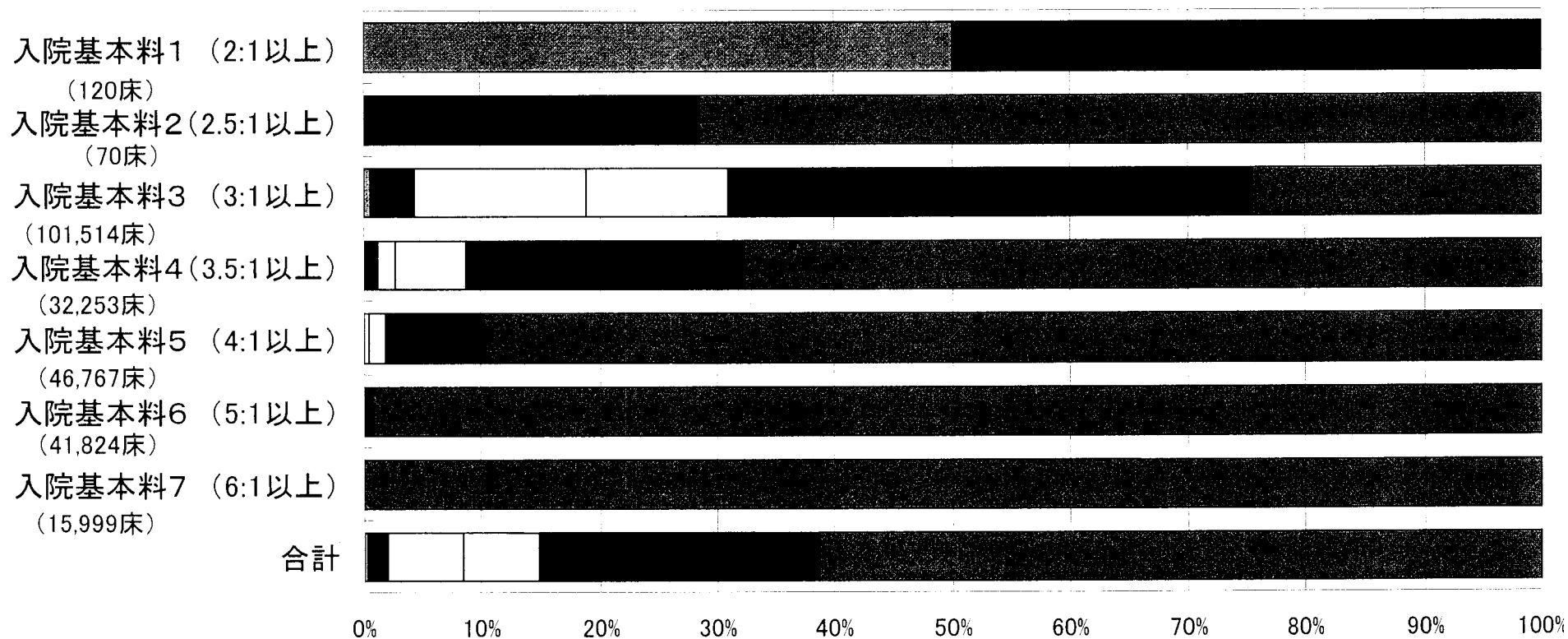
資料:精神保健福祉課調 (H13.6末)

3. 精神科医療従事者数のG8諸国比較

	精神病床 人口万対	精神科医師		精神科看護師		精神科ソーシャルワーカー	
		人口10万対数	1人当たりの 病床数	人口10万対数	1人当たりの 病床数	人口10万対数	1人当たりの 病床数
日本	28.4	8.0	35.5	59.0	4.8	5.0	56.8
アメリカ	9.5	10.5	9.0	6.3	15.1	33.6	2.8
イギリス	5.8	11.0	5.3	104.0	0.6	58.0	1.0
イタリア	1.7	9.0	1.9	26.0	0.7	2.7	6.3
カナダ	19.3	12.0	16.1	44.0	4.4	-	-
ドイツ	7.6	7.3	10.4	52.0	1.5	-	-
フランス	12.1	20.0	6.0	-	-	-	-
ロシア	11.8	11.0	10.7	54	2.2	0.6	196.7

資料: Atlas country profiles on mental health resources, WHO, 2001

4. 看護人員配置別の夜間看護加算別病床数



■ 夜間勤務等看護1 ■ 夜間勤務等看護2 □ 夜間勤務等看護3 □ 夜間勤務等看護4 ■ 夜間勤務等看護5 ■ 加算なし

夜間勤務等看護 1:10:1 夜勤(最低2名)

夜間勤務等看護 2:15:1 夜勤(最低2名)

夜間勤務等看護 3:20:1 夜勤(最低2名)

夜間勤務等看護 4:20:1 もしくは夜勤(最低2名)

夜間勤務等看護 5:30:1 もしくは夜勤(最低2名)

資料:医療課調(H14.7)